

平成 26 年 第 1 回定例会  
基地対策特別委員会資料

平成 26 年 2 月

経営企画部基地対策課

平成26年第1回定例会 基地対策特別委員会 資料一覧

○交流と苦情

概要	年月日	頁
イケゴヒルズでの親善交流の状況	平成25年11月1日～25年12月31日	1～3
苦情の受付	平成25年11月23日～26年1月31日	4

○入居者関連

概要	年月日	頁
池子住宅地区関係者交通事故一覧	平成25年11月1日～25年12月31日	5～6

○国等との交渉・協議

年月日	概要	相手方	頁
平成25年12月13日	安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例の改正案について	米海軍横須賀基地(司令官)	7～10
平成25年12月17日	南関東防衛局局長訪問	南関東防衛局	11

○池子住宅地区及び海軍補助施設の一部土地の在り方等に関する逗子市、在日米海軍及び南関東防衛局による三者協議会

年月日	概要	頁
	開催なし	—

○逗子市池子接收地返還促進市民協議会

年月日	概要	頁
平成25年12月16日	第3回役員会	12～28
平成26年1月22日	国への要請活動及び県内視察(相模総合補給廠)	—

○逗子市池子米軍家族住宅建設事業に係る渉外調整委員会

年月日	概要	頁
	開催なし	—

○その他

概要	頁
池子遺跡群資料館入館者数	29

イケゴヒルズでの親善交流の状況

平成25年11月1日～平成25年12月31日まで

受付年月日	内 容	備考
H25/11/ 2	逗子リトルリーグとの親善野球試合	
H25/11/ 2	逗子リトルリーグシニアとの親善野球試合	
H25/11/ 2	逗子市サッカー協会とのサッカー交流	
H25/11/ 3	逗子リトルリーグとの親善野球試合	
H25/11/ 3	逗子リトルリーグシニアとの親善野球試合	
H25/11/ 3	逗子市サッカー協会とのサッカー交流	
H25/11/ 4	逗子リトルリーグとの親善野球試合	
H25/11/ 4	逗子リトルリーグシニアとの親善野球試合	
H25/11/ 4	逗子市サッカー協会とのサッカー交流	
H25/11/ 9	逗子リトルリーグシニアとの親善野球試合	
H25/11/ 9	逗子リトルリーグとの親善野球試合	
H25/11/ 9	逗子市サッカー協会とのサッカー交流	
H25/11/10	逗子リトルリーグシニアとの親善野球試合	
H25/11/10	逗子リトルリーグとの親善野球試合	
H25/11/10	逗子市サッカー協会とのサッカー交流	
H25/11/12	逗子日米協会主催「イケゴへようこそショッピングツアー」	
H25/11/13	逗子日米協会との昼食会	
H25/11/16	逗子リトルリーグとの親善野球試合	
H25/11/16	逗子リトルシニアとの親善野球試合	
H25/11/16	逗子市サッカー協会とのサッカー交流	
H25/11/17	逗子リトルリーグとの親善野球試合	
H25/11/17	逗子リトルシニアとの親善野球試合	
H25/11/17	逗子市サッカー協会とのサッカー交流	
H25/11/17	流鏝馬と武者行列に池子支所から招待参加。武者行列に武者姿8名が参加。横須賀基地司令官と家族も流鏝馬を見物。	
H25/11/22	池子支所の歓送迎会に逗子日米協会会員が参加。	
H25/11/23	逗子リトルリーグとの親善野球試合	
H25/11/23	逗子リトルシニアとの親善野球試合	
H25/11/23	逗子市サッカー協会とのサッカー交流	
H25/11/24	逗子リトルリーグとの親善野球試合	
H25/11/24	逗子リトルシニアとの親善野球試合	

イケゴヒルズでの親善交流の状況

平成25年11月1日～平成25年12月31日まで

受付年月日	内 容	備考
H25/11/24	逗子市サッカー協会とのサッカー交流	
H25/11/24	逗子ほととぎすとのグランドゴルフ交流	
H25/11/30	逗子リトルシニアとの親善野球試合	
H25/11/30	逗子リトルリーグとの親善野球試合	
H25/11/30	逗子市サッカー協会とのサッカー交流	
H25/12/ 1	逗子リトルリーグとの親善野球試合	
H25/12/ 1	逗子リトルシニアとの親善野球試合	
H25/12/ 1	逗子市サッカー協会とのサッカー交流	
H25/12/ 3	イケゴのクリスマスツリー点灯式に、逗子日米協会会員が招待参加。	
H25/12/ 4	米海軍横須賀基地司令部主催ツリーフェスティバルのお披露目に逗子日米協会が参加。	
H25/12/ 5	米海軍横須賀基地司令部主催ツリーフェスティバルのVIPレセプションに、逗子日米協会が招待参加。	
H25/12/ 7	逗子日米協会主催「クリスマスツリー観賞会&昼食会」が横須賀ベース基地内で行われ、25名が参加。	
H25/12/ 7	逗子リトルリーグとの親善野球試合	
H25/12/ 7	逗子市サッカー協会とのサッカー交流	
H25/12/ 8	逗子リトルリーグとの親善野球試合	
H25/12/ 8	逗子市サッカー協会とのサッカー交流	
H25/12/10	逗子日米協会主催「イケゴへようこそショッピングツアー」	
H25/12/11	逗子日米協会との昼食会	
H25/12/11	逗子ほととぎすとのグランドゴルフ交流	
H25/12/11	逗子日米協会との昼食会	
H25/12/14	逗子市サッカー協会とのサッカー交流	
H25/12/14	逗子リトルリーグとの親善野球試合	
H25/12/15	逗子市体育協会がイケゴ住民を逗子市武道演武会に招待。	
H25/12/15	逗子市サッカー協会とのサッカー交流	
H25/12/15	逗子リトルリーグとの親善野球試合	
H25/12/15	逗子リトルシニアとの親善野球試合	
H25/12/21	逗子リトルリーグとの親善野球試合	
H25/12/21	逗子市サッカー協会とのサッカー交流	
H25/12/22	逗子リトルシニアとの親善野球試合	
H25/12/22	逗子リトルリーグとの親善野球試合	

イケゴヒルズでの親善交流の状況

平成25年11月1日～平成25年12月31日まで

受付年月日	内 容	備考
H25/12/22	逗子市サッカー協会とのサッカー交流	
H25/12/23	逗子リトルシニアとの親善野球試合	
H25/12/23	逗子リトルリーグとの親善野球試合	
H25/12/23	逗子市サッカー協会とのサッカー交流	
H25/12/28	逗子リトルシニアとの親善野球試合	
H25/12/28	逗子市サッカー協会とのサッカー交流	
H25/12/29	逗子リトルシニアとの親善野球試合	

\* ここで提示する親善交流は池子住宅地区の責任者に確認した資料をまとめたもの。

\* 市で受付した項目については備考欄に○。

合計 67件

## 苦情の受付

平成25年11月23日～平成26年1月31日まで

受付年月日	内 容
H26/ 1/31	航空機騒音について①
H26/ 1/31	航空機騒音について②

## 池子住宅地区関係者交通事故一覧

平成 25 年 11 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日

### **人身事故**

発生件数なし

合計 0 件

池子住宅地区関係者交通事故一覧 平成25年11月1日～平成25年12月31日

**物件事故**









平成25年12月28日 午後0時頃	事 故 形 態	日自転車（甲）対米歩行者（乙）
	場 所	池子2-11-4
	事 故 状 況	接触

合計 1件



面 談 記 録

平成 25 年 12 月 13 日  
担当課 基地対策課

市 長	副市長	部 長	次 長	参 事	副主幹	係
						
合 議 秘書広報課長 						
件 名	安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例の改正案について					
日 時	2013 年（平成 25 年）12 月 13 日（金） 13:30～14:10					
場 所	米海軍横須賀基地司令部					
相手方（出席者）	デイビッド T. グレニスタ米海軍横須賀基地司令官、 清水米海軍横須賀基地民事部長					
市 側（出席者）	平井市長、芳垣経営企画部参事、佐藤基地対策課副主幹					
記 録 者	佐藤基地対策課副主幹					
内 容	<p>米海軍横須賀基地を訪問し、米海軍横須賀基地グレニスタ司令官に、安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例の改正案について説明し、協力を求めたもの。</p> <p>市長：</p> <p>近年の逗子海水浴場では、海の家クラブ化や音楽イベントによる騒音、飲酒などによるトラブル等の風紀の乱れや治安の悪化が問題となっており、さらに、この夏は殺傷事件も発生し、市民の不安が高まった。</p> <p>こうした状況を受け、市では、安全な逗子海水浴場、本市が目指すファミリービーチを取り戻すため、安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例の改正に取り組んでいる。</p> <p>条例改正にあたり、今年の 8 月から、警察、保健所等の関係機関と共に協議を始め、11 月には条例改正案を市民に説明した。現在は、改正案についてパブリックコメントを募集しているところである。</p> <p>（改正案の内容については、別紙により説明）</p> <p>来年 2 月の市議会に本条例案を提案し、議決を目指す。議決されれば、来年の夏からこの条例が適用される。日本一厳しいルールと考えている。</p> <p>逗子海水浴場へ来場される米兵やご家族等も多いことから、米軍においても本改正の趣旨をご理解いただき、内容の周知とルールの遵守にご協力いただきたい。</p> <p>司令官：</p> <p>利用者の安全を確保するためにこのような規則を定めることは、大いに理解する。また、ご説明いただいた内容は、誰に対しても快適な環境を作る上で、必要なものとする。</p> <p>米海軍としても、安全な海水浴場を望む気持ちは同じであり、できる限り協力していきたい。今までのルールに慣れている軍人もいることから、混乱を避けるため、できるだけ早いうちから新しいルールを周知し、ルールの遵守について責任ある態度で臨みたい。</p>					

内 容	<p>市長： 注意看板等の英語での標記等の対応を行いたい。 3月には、四者協議会の開催も予定している。その際には、正式なご報告とご説明ができると考えている。</p> <p>司令官： 了解した。</p> <p style="text-align: right;">(以 上)</p>
--------	--

## 【別紙】

安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例改正案概要に係るパブリックコメント資料抜粋

### 1：飲酒

砂浜での飲酒を禁止とする。

但し、海の家敷地内に関しては利用者の飲酒を監督・制御できること、夏季の海岸で飲酒ができる場所を確保するとの考えから規制対象外とする。

- ・ 条例に利用者の責務として、砂浜での禁酒と、海の家では飲酒可能であることを規定。
- ・ 運営方針・ルールに海の家事業者は、酒の提供に当たって泥酔者を発生させないように最大限努力することを記載。

### 2：バーベキュー

海岸でのバーベキューを禁止する。但し、遊泳区域に接している砂浜に所在する海の家（概ね、平成24年に所在した海の家区域）の敷地内に関しては利用者の安全管理・ゴミ・マナー等を監督・制御できること、夏季の海岸でバーベキューができる場所を確保するとの考えから規制対象外とする。

- ・ 条例に利用者の責務として砂浜でのバーベキューの禁止を規定。
- ・ 規則に遊泳区域に接している砂浜にある海の家ではバーベキュー可能であることを規定。
- ・ 運営方針・ルールに、海の家事業者は利用者の安全管理・ゴミの適正処理・マナーの遵守等を徹底することを記載。

### 3：入れ墨・タトゥー

利用者には、多くの人が怖いと感じる入れ墨・タトゥーの露出を禁止する。

海を家の従業員については全ての入れ墨・タトゥーの露出を禁止する。

違反者には上着の着用などを求める。

- ・ 条例に利用者の責務として、他人に対して畏怖を与え海水浴場の利用を妨げる入れ墨・タトゥーの露出禁止を規定。
- ・ 条例に事業者の責務として、従業員の入れ墨・タトゥーの露出禁止を規定。

### 4：音楽

海の家が音楽を流すこと、楽器を使って演奏することを禁止とする。

利用者においては、ラジカセその他、拡声器等を用いて音楽を流すことを禁止とする。

- ・ 条例で利用者の責務として、ラジカセその他、拡声器等を用いて音楽を流すことの禁止を規定。
- ・ 条例の事業者の責務に基づいて、規則で海の家が音楽を流すこと及び楽器を用いて演奏することの禁止を規定。

### 5：海を家の営業時間

閉店時間を午後6時30分とする。

従業員の退店時間は閉店後1時間を目途とする。

- ・ 現行の規則においても海の家閉店時間は規定してあるのでこれを改正する。
- ・ 運営方針・ルールに従業員の退店時間について記載。

## 6：水上バイク









安全水域（遊泳区域と徐行区域の間の緩衝水域）の拡大、及び徐行区域等の表示の明確化について、予算措置を図る。

### 具体的内容～基本的事項について

- ・ 規制の期間は、海水浴場開設期間中とする。
- ・ 規制の範囲は、国道134号線渚橋の下を含む逗子海岸全域とする。
- ・ 罰則規定は設けない。
- ・ 上記1～4の違反者に対しては、警備員から指導や勧告を行い、従わない場合には中止（退去）命令を発する。
- ・ 運営方針・ルール等の策定及び改訂の協議の場に、事業者（海を家の経営者等）を含める。

面 談 記 録

平成 25 年 12 月 17 日  
担当課 基地対策課

市 長	副市長	部 長	次 長	参 事	副主幹	係
						
合 議 秘書広報課長 						
件 名	南関東防衛局局長訪問					
日 時	2013 年（平成 25 年）12 月 17 日（火） 11:00～11:40					
場 所	南関東防衛局 局長室					
相手方（出席者）	南関東防衛局 丸井局長、眞忠局次長、鶴田調達部長、長谷川管理部長、堀内企画部次長					
市 側（出席者）	平井市長、小田副市長、芳垣経営企画部参事、佐藤基地対策課副主幹					
記 録 者	佐藤基地対策課副主幹					
内 容	<p>南関東防衛局 丸井 博局長を訪問し、共同使用について引き続きのご協力をお願いしたものです。</p> <p>市長：池子住宅地区及び海軍補助施設の約 40ヘクタールの土地の共同使用については、市が目標とする来年度中の共同使用許可及び公園開園に向けて、既存米軍施設の移設整備工事や、米軍との協議を進めていただいております、感謝申し上げます。</p> <p>池子の森の公園開園は、逗子市民の長年の悲願であり、市民の期待は非常に高い。市民と米軍家族住宅居住者が共に友好を育み、互いの理解が深められる公園となるよう、引き続きのご尽力をお願いしたい。</p> <p>局長：共同使用の開始時期については、条件工事や使用協定に関する米側、市及び当局の間で検討・調整の今後の進捗状況によるため、現時点で予断をもって申し上げることは困難であるが、当局としては最大限努力して参る所存であり、引き続き逗子市のご協力が得られるようよろしく願います。</p> <p>市長：共同使用地の維持管理及び整備にかかる財政的支援について、米軍も引き続き運動施設を利用すること及び運動施設の経過年数に鑑み、ご配慮いただくようお願いする。</p> <p>局長：市が行う公園整備等の財政支援については、関係法令の範囲内で、市の具体的な計画をお聞きしながら可能な限りの対応を行っていきたいと考えている。</p> <p>市長：また、住宅地区内での小学校建設工事や移設工事等の実施に際しては、自然環境への配慮をいただいているところであるが、引き続き、適切な対応を取られるようお願いする。</p> <p>局長：工事の実施に際しては、今後も、できる限り自然環境に配慮した対応をしていきたい。</p>					
以 上						

逗子市池子接收地返還促進市民協議会  
平成 25 年度 第 3 回 役員会 会議録

日 時	2013 年(平成 25 年)12 月 16 日(月) 18:10～19:20
場 所	市役所 4 階 議会全員協議会室
出席委員	塔本会長、松永副会長、植木副会長、菊池(伸)委員、齋藤(丈)委員、鈴木委員、上泉委員、森田委員、松枝委員、瀬田委員、伊藤委員、長沢委員、小田委員、川西委員 新井委員、高桑委員へは事務局より別途議事内容を説明し、了承済
事務局 傍 聴 者	平野経営企画部長、谷津経営企画部次長、芳垣経営企画部参事、佐藤副主幹 なし
議 題	1 平成 25 年度要請活動について 2 平成 26 年度予算要求に係る事業計画案及び収入支出予算案について 3 その他 ・ 県内視察について
配付資料	1 会議次第 2 平成 25 年度要請文「池子接收地(池子住宅地区及び海軍補助施設)の返還に関する要請書」(案) 3 平成 26 年度事業計画(案) 4 平成 26 年度収入支出予算書(案) 5 平成 26 年度年間活動スケジュール(案)

開 会

事務局： それでは遅参の委員がいらっしゃいますが、時間となりましたので、ただいまから平成 25 年度逗子市池子接收地返還促進市民協議会第 3 回役員会を開催させていただきます。

会議に先立ち、資料の確認をさせていただきます。

●会議次第

●資料 1 平成 25 年度要請文「池子接收地(池子住宅地区及び海軍補助施設)の返還に関する要請書」(案)

●資料 2 平成 26 年度事業計画(案)

●資料 3 平成 26 年度収入支出予算書(案)

●資料 4 平成 26 年度年間活動スケジュール(案)

以上ですが、配付洩れはございませんでしょうか。

事務局： それでは、以降の進行につきましては、塔本会長にお願いいたします。

会 長： 皆様、本日は年の瀬のお忙しい中、逗子市池子接收地返還促進市民協議会の平成 2

5年度第3回役員会にご出席いただきましてありがとうございます。着席のまま進行させていただきます。

本日は、例年当協議会が実施いたしております国等への要請活動と、あわせて実施予定の県内視察について、また、来年度の予算要求に係る当協議会の事業計画・予算案等について、ご審議をお願いいたします。皆様の忌憚のないご意見等をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

早速ですが、会議をはじめさせていただきます。会議が円滑に運営できますよう、皆様のご協力を改めてお願い申し上げます。

会 長： 会議の前に、お諮りいたします。本協議会の会議に現在傍聴の希望者はありませんが、傍聴の希望があった場合は、許可することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、傍聴の希望者がありましたら許可することといたします。

## 議題 1

会 長： それでは、議題1「平成25年度国への要請活動について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料1平成25年度要請文「池子接收地（池子住宅地区及び海軍補助施設）の返還に関する要請書」（案）をご覧ください。

要請活動は、例年1月から2月にかけて国及び関係機関に対して行っておりますが、今年度は事前の日程調整の関係で皆様にはすでにご案内いたしておりますとおり、来年1月22日（水）に実施いたしますので、本日は要請書文案について、ご審議をお願いいたします。

それでは、文案を朗読し昨年度と一部変更になっている部分について、補足の説明をさせていただきます。（要請書（案）を朗読）

「3 教育指導の徹底について」を入れましたのは、皆様ご存じのとおり本年5月と7月に、逗子海岸で飲酒した米兵が久木小学校と民家に侵入し家人に怪我をさせた事件が起きました。それを受けまして、今年度「教育指導の徹底」を加えました。以上です。

会 長： それでは、要請文案に対するご意見等がありましたら、お願いいたします。  
はい、上泉委員。

上泉委員： 文案としては、これでよいと思います。

会 長： 他にありますか。はい、長沢委員。

長沢委員： 今年度新たに加わった「3教育指導の徹底」の中の「飲酒マナー」という表現はこれだけでいいのかという気がします。マナーの問題じゃない。飲んで暴れるという、前段階の問題なので、もっと強く言った方がいいような気がします。

会 長： 長沢委員のご意見について、何かご意見はありますか。上泉委員。

上泉委員： 「飲酒マナーの徹底」とは書いていない。飲酒マナーを含めて教育指導、とあり、その中にはすべて包括されているから、あまり具体的に書くよりいいと思う。

会 長： 他にありますか。はい、菊池委員。

菊池委員： 「2騒音について」ですが、前回も「近隣自治会等へのご連絡を…」とあったが、どれくらい実現されているのでしょうか。

会 長： 事務局。

事務局： イベントの際は、事前に米側から池子区会へ連絡をいただくようになっております。ただ、直前の連絡となってしまう場合もあるようです。

齋藤委員： 池子区会ですが、連絡はいただいております。電話連絡です。時間、騒音の種類などです。時々、前日の連絡のこともあります。確実に問題なく連絡をいただいております。

会 長： この文面でよろしいですか。

齋藤委員： はい。

会 長： 菊池委員。

菊池委員： そうしますと、ある程度実施されているということであるなら、「さらなる」等の表現を入れたらいいんじゃないか。今実行されていることの謝辞も含めての文面にしたらいいと思います。

会 長： そうですね。去年も同じことをやっていて、実際に実施されているけど、さらにきちんとやっていただきたい、ということですね。他にご意見はございますか。はい、菊池委員。

菊池委員： 私は桜山6丁目なので、池子には近くないが、たまたま午後2時か3時頃歩いて



いて、スクールバスが帰ってくるのを見かけた。バスは4台だったが、乗っている人はどうかと中を見たら、うまく調整すれば1台で済むと思う。また、セブンイレブンのある三叉路は、信号の関係で朝夕渋滞している。車両の運営で解決できるのではないか。ただ、時間にしたら長くはないのでこのままでもよいかとも思うが、その光景を見たときは唖然としました。

会 長： もう少し運用をきちんとすれば、もっと少なくてもいいのではないかという意見ですね。

菊池委員： はい、そうです。

会 長： 池子区会では、今のスクールバスについて何かありますか。

齋藤委員： 車については、そんなに問題はありません。朝夕だけは混雑しますが、日中は特に問題ないので、私の方には別段声は届いておりません。

会 長： 私も時々遭遇しますが、以前に比べて少なくなっているような気がします。その辺りの状況はいかがですか、事務局。

事務局： 我々も正確な通過台数を把握してはおりません。朝夕の渋滞はいまだにあると思っておりますが、米側も電車の使用や車の乗り合い等の対応をしていると聞いておりますので、以前より良くなっている部分はあるかと思えます。

会 長： はい、長沢委員。

長沢委員： 神武寺駅の米軍基地への専用改札口ができた時に、どれくらい利用があるのだろうかという話題になったが、それほどの利用はなかった。当時と比べ、どれくらい増えているのか。車の交通量を解消するというのであれば、利用数が分かれば、少しは減っているなど判断できる。スクールバスは学年毎で行くなどの米側の都合があるかもしれないが、例えば4台が2台になればそれだけでも違うので、出来ることというのではなく、やってもらえることがあればひとつひとつ要請していった方がよいと思う。

会 長： 上泉委員。

上泉委員： バスが4台といましたが、4方向に分かれて生徒を迎えに行き送るといったことですか。

会 長： 事務局。

事務局： スクールバスについては、4年生以上が横須賀の学校に通うためにバスを走らせているということですので、横須賀と池子の往復だと思います。

上泉委員： そうすると、今の話のように4台あるのは学年別ということになるわけですね。

事務局： 我々も乗り方のルールは承知していませんが、ご指摘のとおりもう少し集約できるならいいのではないかという気もします。菊池委員からお話がありましたが、要請活動の際に、補足説明として出席される委員の方から「こういうことがある」と直接お話しいただくと有り難いと思っております。

上泉委員： そうですね。スクールバスが4台が2台になるだけでも違うし、もうひとつ、通勤する車両をマイカーに替えてマイクロバスを走らせることができるのかどうか検討してもらうといいと思います。三叉路の渋滞は、スクールバスだけではなくマイカー通勤の車が多いために起こっているわけですから、その点も申し入れたいです。

会 長： 事務局。

事務局： 今ご指摘いただきました通勤用のバスは走っております。ただ、以前はそれなりの台数があったようですが、現在は朝晩1回のみ、1台で対応しているようです。それから、長沢委員からお話がありました米軍専用改札についてですが、今は手元に資料がございませんが、こちらで数を把握しております。

長沢委員： いや、増えていけば個人で車通勤する人が減っていると分かるが、横ばいだったらどうなのかなと。

会 長： はい、瀬田委員。

瀬田委員： 池子家族住宅という名前のとおり、いまでも家族連れの方しか入らないようになっているのですか。単身の方はどこかアパートを借りて住むと聞いたことがあります。

会 長： 事務局。

事務局： はい、そのように理解しております。

瀬田委員： 単身者が住んでいるところが結構乱れているのを目にします。ここに盛り込むわけにはいかないでしょうけれど、どうなのかなという気がします。ここに単身者を含めると渋滞が増えるかもしれないのでどちらがいいとは言えませんが、単身で住んでいる方の悪い状況が気になります。

会 長： そういう方もいらっしゃるということですね。事務局。

事務局： 今のお話は、ヒルズの外にお住まいの方のお話ということでしょうか。

瀬田委員： そうですね。ですから、ここに含まれるのかどうか分からないのですが。

事務局： そういう意味では、今回は池子家族住宅地区に関する要請になりますので、ちょっと外れる部分かと思います。今のご指摘については米軍の担当者と話しをする中で、市から投げかける機会を作りたいと思います。

会 長： 貴重なご意見だと思いますので、つなげていければと思います。他にご意見いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、議題1「平成25年度国への要請活動について」、要請書につきましては、本日皆様からいただいたご意見等を踏まえ、作成いたします。文案のとりまとめは私と事務局にご一任いただいて、よろしいでしょうか。  
(異議なしの声)

会 長： それではご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

## 議題 2

会 長： 次に、議題2「平成26年度予算要求に係る事業計画案及び収入支出予算案について」事務局より説明してください。

事務局： お手元の資料2～4までをご覧くださいと思います。まず、資料3来年度予算案についてですが、前回の役員会でキッズパンフレットの増刷を今年度と来年度で行うことをご承認いただいたところでございます。その際に、委員の皆様からパンフレットの増刷については予算を増額して対応してはどうかというご意見をいただきました。それを踏まえて事務局としては、市に対して予算要求しておりますので、その説明をさせていただきます。

資料3に26年度と25年度の比較が載っておりまして、上段の収入では、今年度より107,000円増額となっております。こちらは、先ほどご説明したようにパンフレット作成に係りまして市に対して増額して予算要求している部分でございます。市の補助金が当協議会のメインの収入ですから、その分が収入に計上されています。

下段の支出では、1 事務費は事務の効率化を図り、今年度50,000円に対して26年度は32,000円減額し18,000円となります。

2 事業費は、今年度30万円に対して26年度は139,000円増やして439,000円となります。内訳は、(1) 報償費50,000円は研修会の講師謝礼ですが、26年度も実施したいと考えております。(2) 旅費は、委員の研修等の旅費として計上していましたが、ここ数年実績がありませんので、計上しない形にさせていただきました。(3)

需用費は、先ほどお話ししましたキッズパンフレットの作成が関係しますが、全体で今年度 14 万円に対して 22 万円となっており、8 万円増やしております。その内訳は、2 印刷製本費で 189,280 円の支出を予定しております。25 年度で 10 万円の予算計上でしたが、26 年度は 9 万円増やして 19 万円を計上いたしました。1 消耗品につきましては、25 年度 1 万円でしたが、効率的な事務執行で 1 万円減らしました。3 食糧費は、要請活動等の食事代として今年度と同額を計上しております。従いまして、(3) 需用費としては、差し引き 8 万円の増額となります。

(4) 委託料ですが、パンフレットを全戸配布するための経費として、広報ずしと同時配布することで経費を抑えることができます。単価が 4 円で 114,000 円を計上しております。(5) 使用料及び賃借料ですが、要請活動や視察の際のバス借上げ料として今年度は 10 万円でしたが、26 年度は要請活動と視察で 1 回ということで 55,000 円を計上しております。予備費につきましては、今年度と同額を計上し、26 年度総額 463,000 円を計上しております。今年度と比べて 107,000 円増額して、市へ予算要求しております。

資料 2 事業計画と資料 4 年間活動スケジュールにつきましては、新年度最初の役員会でお諮りし承認を得るものですので、現時点ではあくまでも案ということでご理解いただきたいと思います。事業計画は、基本的に今年度と同じとなっております。年間活動スケジュールですが、パンフレットの全戸配布は早ければ 4 月末の、広報ずし 5 月号の配布時に行いたいと思います。11 月には団体から選出されています役員の方々の 2 年の任期が終わり、改選となります。その際には事務局から推薦のお願いをいたします。1 月には国への要請活動を予定しております。また、まだ具体的には決まっておりますが、県内の他市への視察を考えております。3 月の研修会につきましては、今年度実施されませんので来年度は実施の予定でございます。

ざっとご説明いたしました。予算要求の内容とそれに基づいた活動の案ということでご理解いただければと思います。以上でございます。

会 長： ただ今の説明に対して、ご質問等ございましたらどうぞ。はい、上泉委員。

上泉委員： 1 点目は、資料 3 の 25 年度予算額ですが、前回の役員会で予算の変更をしましたよね。その予算現額がここにあたるのではないですか。25 年度当初予算額なら分かりますが、第 2 回役員会で変更していますから、例えば支出の事務費 50,000 円は、予算変更案では 10,000 円になっているわけですね。ですから、ここには 10,000 円を計上しないとイケないのではないですか。

会 長： 事務局。

事務局： そのとおりでございます。ご指摘のとおり、25 年度予算については、前回役員会で変更することになっております。今回ご説明にあたり、当初予算での比較ということで資料を作りましたが、たしかにもう 1 段階設けて、変更していることが分かるように

ご説明した方がよかったと思っております。

会 長： 当初予算額ということと、いま事務局が説明したようにもう1段設けて何月何日変更したと入れるべきだったということをご指摘いただいたとおりです。他にございますか。上泉委員。

上泉委員： 国への要請活動ですが、今回は何人くらい参加するのですか。

事務局： 今回は17人の予定です。

上泉委員： 私も何度も行っただけではありませんが、前回行ったときに気がついたのは、会長さんをはじめ役員が行くのはいいのですが、できれば国会議員も何名か一緒に参加するといいいのではないですか。そういった予定はありますか。

会 長： 事務局。

事務局： あくまでも市民協議会としての要請活動になりますから、顧問の国会議員にお願いしていることはこれまでございません。また、今のところその予定はございません。

上泉委員： 要請したけどダメだったのではなく、要請はしない、ということですね。

事務局： そうです。

上泉委員： せっかくの良い機会だから、国会議員全員というわけにはいかないだろうが、これはと思う人に対して、今後返還を推進する意味では、こういう活動をやっているんだということを国会議員の方にも、名前だけでなく関わってもらいとよいと思います。

事務局： 毎年市民委員の皆様と一緒に、南関東防衛局へ行きまして、企画部長以下に対応していただき、要請を行っています。要請項目を会長に読み上げていただくわけですが、ご出席いただく市民委員の皆様にもご発言をいただけると国に対しても重みといたしますか、伝わる部分があると思います。

国会議員についてのご発言の主旨はこちらも十分承知しておりますが、実際のところ市民協の要請になりますので、現時点では難しいかなと思っております。

会 長： 上泉委員。

上泉委員： そうすると、国会議員の顧問は何をやるんですか。

会 長： 事務局。

事務局： ひとつには、軍転法の部分がございます、毎年国会議員の顧問就任要請を会長、副会長で行っています。軍転法はハードルが高く、要請活動の際に国からも難しいと言われておりますが、返還の話が出たときには国会議員のお力を借りる場面が出てくるのではないかと考えております。

上泉委員： 軍転法については、要請文にも書いてありますね。軍転法について国会議員の力を借りたいというのであれば、なおさらそういうところに絡んでもらうのがよいというのが私の意見です。

会 長： そうですね。軍転法は議員立法ですから、国会議員の力が絶大になるということで、顧問の数もより多くなるようにとこちらとしても要請しているわけです。基本的に今回の要請というのは、市民協、逗子市の市民と行政と議員とで一体となった会が行うということで、私自身としては別にそういうことはやらなければいけないと思いますが、今回のことに関しては、逗子市単独でやるということで私は理解しております。上泉委員のご意見は貴重なものですので、いろんな要請を国会議員の方にしていけないといけない部分もありますので、そういう意味では検討課題だと思っておりますが、要請ということになると私はそう捉えております。

上泉委員： はい、わかりました。こういう要請書を出すということは、顧問の国会議員の方にはお知らせしているわけですね。

会 長： 事務局。

事務局： 就任を要請する際に、市民協はこういう活動をしている団体です、ということで資料としてお渡ししております。

上泉委員： どういった活動をしているかはちゃんと理解していただかないと、あとあと軍転法の時にも、このように長くやっていることをわかってもらわないといけない。

会 長： 今ご発言があったように、顧問の国会議員に対してはもっと情報の提供をしないといけないと私も理解しております。ただなってもらえばいいというわけではなく、たまたま今回は市民協ということでやりますが、ことあるごとにいろんなことをご一緒にやっていただくという姿勢は大切だと考えております。  
他にご意見ございますか。はい、長沢委員。

長沢委員： 前に戻って申し訳ないのですが、要請書のあて先が内閣総理大臣安倍晋三となっておりますが、我々の行くところは南関東防衛局です。また以前は南関東防衛局長宛てでした。変わったのはどうしてなのか教えていただきたいことと、上泉さんが言った

部分でいえば、あくまでも市民協ということでの要請活動ですので、我々は我々の部隊で行く、と私は納得しています。

会 長： 事務局。

事務局： 説明が抜けてしまい、申し訳ございません。あて先につきましては、南関東防衛局へ行くときは局長あての文書をお渡しします。それ以外に、関係する大臣あてに出しますので、内閣総理大臣はその一例ということでございます。

会 長： ほかにございますか。瀬田委員。

瀬田委員： 支出の部の事業費の中の需用費（3）食糧費が3万円とありますが、逗子市が補助金の見直しをされている中で飲食についてはもう出さないとなっているにもかかわらず、今回3万円が計上されている。これは今年度に限ったことで、来年度はダメとなっているのか。或いは、この部分については認められているということなのか。

会 長： 事務局。

事務局： ご指摘いただきました食糧費については予算上3万円と計上しておりますが、実はこのあとの議題で皆様にお諮りしようと思っておりました。これまで要請活動の時の昼食代に充てておりましたが、先週行われました事業推進委員会で、推進委員の皆様から、昼食はこちらから出すのではなく自費でお願いしたらどうかというご意見をいただきました。従いまして、このあと皆様のご意見を賜ればと思っております。

会 長： ただいまの瀬田委員のご意見についてどなたかご意見はありますか。長沢委員。

長沢委員： 25年度の3万円をこのあと使い切る予定で、26年度も同額の3万円が計上されているわけですが、私もこれまで何度か行って皆と一緒に食べるということもありますが、それぞれで支払えばいいんじゃないかと思います。いろいろ言われるから、というのではなく、市民として行くわけですから。

会 長： さきほど事務局が少し触れていましたが、視察について、もう議題となっておりますので、ご説明願えますか。

事務局： はい、それでは要請活動に関連して、その後の視察についてご説明いたします。要請活動は来年1月22日水曜日に行いますが、終わりましたら相模原市にある米陸軍相模総合補給廠へ向かいます。ここは、一部土地の返還、共同使用が決定し、現在相模原市が準備を進めておりますので、視察するしだいです。17名の参加申し込みをいただいておりますが、当日のスケジュールは9時15分市役所集合、バスで出発いた

します。10時半から南関東防衛局に対して要請活動を行います。時間は1時間程度の予定です。その後、相模原市へ向かいます。例年ですと、市役所へ戻る前に中華街で昼食をとっていただいておりますが、今回はバスで移動する途中で昼食をとることになります。場所等につきましては、現在バス会社と検討中でございます。相模総合補給廠には午後2時には到着し、はじめに返還と共同使用予定地を見学した後、相模原市の担当者から説明してもらいます。場所ですが、相模原市の担当者と相談し、ティーラウンジでお茶とケーキをいただきながら説明を受けることになりました。3時半頃現地を出発し、市役所へ5時前後には戻れるかと思えます。1点注意がございまして、入場の際には身分証明書が必要になります。当日お忘れになりますと、現地まで行っても入場できないことになります。直前に事務局から確認いたしますが、よろしく願いいたします。また、身分証明書の扱いが池子住宅地区へ入場する場合と若干違っておりますので、すでにお知らせしております通知に書いてある内容に従っていただければと思います。

先ほどのお話に戻りますが、昼食代につきまして昨年まではこちらの予算から支出しておりましたが、事業推進委員会の中で自費にしたらいかかか、とのご意見が出ました。他方、お茶とケーキ代についてですが、こちらは本来ならば会場を借り上げる部分ですので、これに代わる経費と考えまして、金額的には一人500円程度と聞いておりますが、市民協の予算から支出したいと考えております。

会 長： はい、上泉委員。

上泉委員： さっきの食糧費の件ですが、このようにダイレクトに食糧費と書くのではなく、場合によっては要請活動費という項目にして朝から夕方までの活動の中に昼食も含む形にしたらどうか。

会 長： (5) 使用料及び賃借料に「要請活動・視察等のバス借り上げ料」とありますが、ここと同等にするということをおっしゃっているのですか。

上泉委員： それもそうだが、いずれにしても一日行動するわけだからみんな含めてやったらどうですか。旅費とかも。あるいは、項目を変える、か。

会 長： 3食糧費の3万円をどこかに組み込んでプラスするというご意見ですか。

上泉委員： 組み込むか、あるいは食糧費を別の項目にする、とか。

菊池委員： 食糧費のことを市民の人が見た場合、どういう反応をするか。私はボランティアをしていて社会福祉協議会から毎年助成金をもらっています。その助成金の元は市から出ていると思うが、会議費は会場費のみです。ふつう会議をしてお茶とちょっとしたお菓子が出るものですが、それはダメとはっきり謳っています。それともうひと



つ、下桜山地区の自治会役員ですが、こちらでも会員の方から役員会のお菓子も自治会予算から出ているのかという声があって、今は会長さんが自分のお金で出してくれています。ですから、この食糧費というのは市民から見たら違和感があるかもしれません。自治会役員は純然たるボランティアで、推進委員も同じボランティアです。

昨年の要請活動は私も参加してごちそうになりましたが、少し違和感がありました。自費にするか、あるいは、今説明があったような活動に対するものとして食糧費ではなくてどこかに含ませた方がいいのではないかと思います。これを見たら市民から意見が出るかもしれません。

会 長： 他にご意見ございますか。ここはきちんと決めておかないといけないと思います。はい、事務局。

事務局： 食糧費は食糧費として支出する以上、このような形で載せるしかできませんで、ほかの項目に含ませることはできない仕組みになっております。

会 長： 領収書もありますのでね。たしかに事務局のいわれるとおりに思います。

上泉委員： 会議の中で食事代はダメなのですか。

会 長： 好ましくない、ということですね。

上泉委員： それは市の補助金をもらっているからですか。会議の時のコーヒーやお茶は一般的だと思います。私の連合町内会ではそういった項目があります。ただ市の補助金はもらっていませんが。会議をすればお茶くらい飲むでしょうから、それもダメというのはちょっと…。

会 長： 菊池委員。

菊池委員： お茶はいいですよ。お茶だけでいい、ということですね。それから、自治会の場合は会員の会費ですから、そういったものは自分たちでと総会で言われますね。市の場合、食糧費について食事代は対象にはなりませんよ、と言われております。ですので、食糧費という項目にすると、私もちょっと違和感を覚えますね。

会 長： ご発言のない方、いかがですか。鈴木委員。

鈴木委員： ちょっといいですか。昼飯代は出さん方がいいですよ。

会 長： 他にご意見はいかがですか。ご発言のない方どうでしょうか。川西委員。

川西委員： 私は推進委員ですが、推進委員会でこの食糧費はおかしいという意見が出ましたので、今日はこの3万円は出ないと思っていました。反対の意見が多かったということをおし上げておきます。

会 長： 他にご意見はいかがでしょうか。森田委員どうぞ。

森田委員： 反対の意見が出ているのであれば、この際なくした方がいいんじゃないかという気はします。

会 長： 長沢委員。

長沢委員： これ自体予算を取るための予算書になるわけで、そういう意味ではいろいろくっつける必要があるかもしれないが、市民の感情というよりこういった協議会では、食糧費の項目はなくてもいいんじゃないかと私は思います。

会 長： 今26年度の収支についてやっていますが、今回の要請に係る費用のことで議論していることになっているんですね。で、その中にそれが正しいかどうかの問題はありますが、中に入った会場費ということでケーキとお茶は出しますよ、ということになります。上泉委員のおっしゃるように朝から晩までだからというのわかりますが、今回は1日であっても昼食代は自己負担でいいというのが大方のご意見です。これに対してはいかがでしょう。はい、齋藤委員。

齋藤委員： 25年度の予算案では、食糧費で通っているんですね。ということは、26年度はゼロにしてもいいけれど、25年度は通っているのですからこのままでいいのではという気がしますが。私もたぶん食糧費は良くないと思いますので、26年度については食糧費を削ってもいいと思います。ただ、25年度は通っているのです、その辺をどう扱うのか。

会 長： そうですね。おっしゃる通りだと思います。25年度に関しては、通っているが会場費として充てることにする。

26年度はもう食糧費はやめましょう、という意見の一致でよろしいですか。

(異議なしの声)

そうしましたら、今回要請活動の中で食糧費をどういうふうに捉えるか、という議論だけを進めたいと思います。このことについて、先ほどのご意見からすれば、今回

も食糧費を抜いたほうがいいんじゃないかという考え方の方が多いと私は捉えましたが、いかがですか。

今回この部分で皆さんがおっしゃった食糧費の扱い、基本的に、今年度予算で通った3万円をどうするかについては、私と事務局とで、ある一定の方向付けをさせていただくということで、ご異論はございませんか。

(異議なし、の声)

それでは、そういうことで皆様のご意見を踏まえてさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

会 長： 事務局から他になにかございますか。

事務局： 今年度につきましては、もう1回役員会を開催する予定でございます。日程は改めてご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

会 長： はい、菊池委員どうぞ。

菊池委員： 視察の時の身分証明書ですが、本籍の入った住民票を用意してくださいと事務局から言われたのですが、今の説明ではそうではなかった。どうなのでしょう。

事務局： 身分証明書の種類によって違います。すでに、配付した文書に記載のとおりですので、もう一度ご確認いただければと思いますが、ご不明な場合は事務局へお尋ねくださいますようお願いいたします。

菊池委員： 私は住基カードですが、これは申請するときには本籍が入っているので、住基カードだけでよいのではないかと言いましたら、別に本籍の入った住民票が必要と言われたので質問しました。

事務局： はい、住基カードにつきましてはお手数ですが、本籍の入った住民票を併せてご持参いただくことになっています。これは米軍がそういう扱いをしているものですが、これまで住基カードは日本国籍の方しか取れなかったのですが、外国籍の方も作れるようになりましたので、国籍の確認ができなくなったというわけです。

菊池委員： そのことが先ほどの説明になかったものですから、あえて質問しました。

会 長： わかりづらかった、ということですね。ほかにありますか。長沢委員。

長沢委員： 池子の中へ視察に行ったときに、説明の中で植生関係の調査を市独自で行うとの説明を受けたので意見を言いたいと思います。植生調査にあたる場合は、アセスに至

るまで調査をされた方がご存命です。前に調査をされた方が引き続き、あたられるよう強く要望いたします。そうでないと、どこかのコンサルタントにポンと投げて、これでやってこうだというような植生調査になると、今までの経過から言ったら、重要なことを見落としそうな気がします。こことは関係ないかもしれませんが、返還については、池子の森の全面返還、あるままの形で残してほしいと要請していますので、盛り込んでいただきたいと思います。

事務局： はい。ご意見として賜りました。担当するのは別の部署になりますが、そちらに申し伝えます。

会長： 他に何かございますか。特になければ、本日の会議はこれをもって終了いたします。長い間、ご議論ありがとうございました。

—以 上—

## 池子接收地（池子住宅地区及び海軍補助施設）の返還に関する要請書（案）

厳寒の候、貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、本協議会につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、昭和 29 年以来、池子接收地の全面返還を達成するため、市・市議会・市民の三者が一体となって返還運動を展開してまいりました。本協議会も、池子接收地の全面返還を達成し、市民運動公園及び自然公園等の実現を図るべく、市民の総力を結集して活動してまいりました。平成 8 年の米軍家族住宅入居開始から 17 年が経過し、現在、約 3,000 人の米軍家族が居住し、市民との交流も見られておりますが、このような中にありましても、市民は一貫して、かけがえのない貴重な自然の宝庫である池子の森の返還を要望しているところです。

このような状況の下、西側運動施設を含む一部土地約 40 ヘクタールの返還までの間の共同使用の実現に向けて大きな前進が見られております。長年返還を要望してきた西側運動施設の自由な利用は、市民の大きな願いであり、約 40 ヘクタールの土地の共同使用が 1 日も早く実現しますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

現在、本協議会は、市と連携し、約 40 ヘクタールの土地の共同使用の早期具体化とともに、一部返還を目指しておりますが、最終的な目標は、あくまでも池子接收地の全面返還です。約 40 ヘクタールの土地の共同使用が、返還への確実な道筋となることを、強く要望いたします。

また、本協議会では、返還をより現実的なものとすべく旧軍港市転換法の本市適用に向けた活動も進めており、同法を改正すべく県内選出の国会議員に対し本協議会顧問就任の招聘活動を行っております。返還が実現する暁には本市が同法の適用を受けられますよう、ご配慮を賜りたく併せて要請いたします。

なお、米軍施設が所在することによる地元負担の軽減のため、次の点につきましても、併せて要請いたします。

### 1 交通問題について

市内の幹線道路は慢性的な渋滞となっておりますが、池子住宅地区の関係車両がその一因になっている状況も見られます。住宅居住者の生活車両に加え、住宅地区内の小学校建設に係る工事関係車両の市内通行が生じています。また、今後、横浜市域への住宅建設が行われることになれば、さらなる工事関係車両の通行が予想され、また完成後には、居住者等の車両の増加も見込まれますが、こうした車両につきましては、極力、逗子市内を通行することなく、市民生活にさらなる負担が生じることのないようご配慮をお願いいたします。

また、幹線道路に限らず、狭あいな生活道路においても、池子住宅地区の関係車両による交通事故が発生しております。生活道路の通行は極力控えていただくとともに、安全運転や交通ルールの遵守に関しましても、指導を徹底されるようお願いいたします。

## 2 騒音等について

イベント実施などの際は、近隣住民に影響のあるような騒音等が発生することのないよう、極力ご配慮くださいますようお願いいたします。また、近隣住民への影響が予想される場合には、ある程度の猶予をもって、近隣自治会等へご連絡をいただくようお願いいたします。

## 3 教育指導の徹底について

これまで米兵による刑事事件等とは無縁であった本市において、昨年は米海軍人による飲酒がらみの事件が2件発生し、市民の間には不安が広がっています。今後このようなことが起こることのないよう、飲酒マナーを含め、教育指導を徹底されるようお願いいたします。

## 4 災害対応に係る相互支援について

共同使用地内には、既に広域避難場所に指定された区域も含まれております。共同使用に向けた三者協議会においても、「災害対応についての相互支援」が協議されると聞いておりますが、共同使用地を災害時の仮設住宅等の用地として使用することが可能となれば、市民の安全を守る上でも有効な利用となります。今後の協議においても、ぜひ、ご検討いただきますようお願いいたします。

本協議会といたしましては、池子接收地の全面返還により、市民が永年抱き続けてきた悲願である「平和都市」の実現がかなえられるものと思っております。こうした実情をご賢察賜り、共同使用、そして返還の早期実現につきまして、特段のご配慮を賜りたく要請いたします。

平成 26 年 1 月 22 日

内閣総理大臣

安 倍 晋 三 様

逗子市池子接收地返還促進市民協議会

会 長 塔 本 正 子

# 池子遺跡群資料館入館者数

## ■年度別集計

(平成26年1月31日現在)

年 度	開館日数	入館者数			1日平均 入館者数	
		合計	日本人	外国人		
平成11	1999	161日	3,106人	2,038人	468人	19.3人
平成12	2000	302日	2,295人	1,377人	918人	7.6人
平成13	2001	140日	949人	479人	470人	6.8人
平成14	2002	30日	834人	799人	35人	27.8人
平成15	2003	77日	575人	421人	154人	7.5人
平成16	2004	85日	975人	853人	122人	11.5人
平成17	2005	83日	669人	549人	120人	8.1人
平成18	2006	80日	513人	369人	144人	6.4人
平成19	2007	87日	546人	338人	208人	6.3人
平成20	2008	153日	623人	369人	254人	4.1人
平成21	2009	154日	509人	245人	264人	3.3人
平成22	2010	152日	386人	221人	165人	2.5人
平成23	2011	154日	354人	200人	154人	2.3人
平成24	2012	153日	498人	323人	175人	3.3人
平成25	2013	128日	276人	172人	104人	2.2人
累 計	1939日	13,108人	8,753人	3,755人	6.8人	

\* 2000年9月19日に仮開館し、12月1日本開館となる。なお、仮オープン当日の入館者数は約600人  
オープニングセレモニーの招待者が多数で、国別入館者数は記録せず。

\* 2000年1月10日から1月末までは、米軍の保安上の理由から入場制限

\* 2001年9月11日から米国で起きたテロ事件による米軍の警備強化のため臨時休館

\* 2002年7月～毎週水曜日開館

\* 2002年9月は9/14のフレンドシップデーのみ。以降資料整理によりしばらく休館

\* 2003年2月～毎週水曜日及び第1・第3土曜日開館

\* 2007年12月～毎週水・土曜日開館

\* 2008年4月～毎週火・水・土曜日開館

## ■平成25年度月別集計

月	開館日数	入館者数			1日平均 入館者数
		合計	日本人	外国人	
4月	13日	15人	2人	13人	1.2人
5月	13日	74人	61人	13人	5.7人
6月	13日	57人	45人	12人	4.4人
7月	14日	35人	23人	12人	2.5人
8月	13日	11人	8人	3人	0.8人
9月	12日	43人	21人	22人	3.6人
10月	14日	6人	0人	6人	0.4人
11月	13日	14人	6人	8人	1.1人
12月	11日	10人	5人	5人	0.9人
1月	12日	11人	1人	10人	0.9人
2月					
3月					
計	128日	276人	172人	104人	2.2人